

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長 殿

一般社団法人 日本形成外科学会 理事長 清川兼輔

在宅医療における「局所陰圧閉鎖療法」の適正使用に係る適正使用指針の策定について

上記に対して、日本形成外科学会として、在宅医療における「局所陰圧閉鎖療法」の適正使用に関して検討し、下記の適正使用指針を策定致しました。

<適応>

外傷性裂開創（一次閉鎖が不可能なもの）

外科手術後離開創・開放創

四肢切断端開放創

デブリードマン後皮膚欠損創

<禁忌>

悪性腫瘍がある創傷

臓器と交通している瘻孔、及び未検査の瘻孔がある創傷

陰圧を付加することによって瘻孔が難治化する可能性のある創傷（髄液瘻や消化管瘻、肺瘻など）

痂皮を伴う壊死組織を除去していない創傷

<実施者要件>

医師又は訪問看護ステーション等の看護師等（創傷管理関連の特定行為研修を修了した者、もしくは日本看護協会が定める皮膚・排泄ケアに関する認定看護師教育過程を修了した者に限る）

<実施に関する留意事項>

訪問看護ステーション等の看護師等（創傷管理関連の特定行為研修を修了した者、もしくは日本看護協会が定める皮膚・排泄ケアに関する認定看護師教育過程を修了した者に限る）が当該材料を使用して処置を実施する場合には、創傷治療および陰圧閉鎖療法の十分な経験のある医師（形成外科専門医等）の指示の下で実施し、当該医師と十分な連携を図ること